

マージン率等の公開資料

2012年10月1日の「改正労働者派遣法」の施行により、派遣元事業主(当社)は、毎事業年度終了後、派遣先から受け取る派遣料金に占める派遣料金と派遣労働者に支払う賃金の差額の割合(マージン率といいます)を公開することが義務付けられました。(法第23条 第5項)

※このマージン率は、以下の計算式で算出されます。

マージン率 =
$$\frac{\text{派遣料金の平均額} - \text{派遣労働者の賃金の平均額}}{\text{派遣料金の平均額}}$$

(当該割合に小数点以下一位未満の端数があるときは、これを四捨五入する)

労働者派遣の実績およびマージン率等

派遣労働者数 (2025年6月末日)	派遣先数 (2025年6月末日)	派遣料金 (1日8時間あたりの平均額) ①	派遣労働者の賃金 (1日8時間あたりの平均額) ②	マージン率 (①-②)÷①
167 人	23 社	25,567 円	18,129 円	29.1%

【マージンに含まれる費用】

派遣労働者の社会保険料		健康保険料・厚生年金保険料、介護保険料、雇用保険料、労災保険料等の事業主負担分
派遣労働者の有給休暇費用		年次有給休暇取得時にかかる賃金(派遣先への請求はできません)
その他 会社運営費	福利厚生費用	健康診断費用等(法定健康診断・雇入れ前検診の受診費用、予防接種費用等) 慶弔費用、通勤交通費、退職共済掛金、懇親会費用(忘年会等)
	採用費	派遣労働者の募集にかかる求人媒体費用等
	教育研修費	研修会費用(講師、会場費用等)
	労務管理費	派遣労働者の就業に関する費用(勤怠管理システム使用料等)
	営業活動費	営業スタッフの人件費、活動費、通信費等
	事務所運営費	事務所費用、管理費用、光熱費等
営業利益		派遣料金から派遣労働者の賃金、社会保険料(事業主負担分)、有給休暇費用、その他会社運営費を差し引いた利益

教育訓練に関する事項

*情報セキュリティ研修 *ビジネスマナー(社会人の基本)研修 *キャリア形成、ビジョン研修 *リーダー養成研修 他

その他福利厚生の制度

*慶弔制度 *EAP(従業員支援プログラム)制度(健康、悩み、法律相談) *懇親会開催(忘年会等)

労働者派遣法30条の4 第1項の労使協定の締結の有無 ➡ 有

*上記労使協定の有効期間 : 2025年4月1日～2026年3月31日

*上記労使協定の対象となる労働者の範囲 : 全ての派遣労働者

キャリアコンサルティングの相談窓口連絡先

*本社 電話03-6273-1482